

白山市消防団協力事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、消防団活動に積極的に協力している事業所を認定することにより、地域の消防及び防災体制の充実強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「消防団協力事業所」とは、市内の事業所のうち、市長が消防団活動に協力している事業所として認定したものをいう。

(認定基準)

第3条 消防団活動に協力している事業所として認定を受けることができる事業所は、消防関係法令に違反していない事業所で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2人以上の消防団員を従業員として雇用している事業所
- (2) 1人の消防団員を10年以上従業員として雇用している事業所
- (3) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
- (4) 災害時に事業所の資機材等を消防団に提供する等消防団活動に協力している事業所

(申請又は推薦)

第4条 消防団活動に協力している事業所として認定を受けようとする事業所は、白山市消防団協力事業所認定申請（推薦）書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 消防団長、副団長及び分団長は、消防団活動に協力している事業所について、白山市消防団協力事業所認定申請（推薦）書により市長に認定の推薦をすることができる。

(認定証の交付)

第5条 市長は、前条の申請又は推薦があったときは、その内容を審査し、消防団活動に協力している事業所として認定を行ったときは、当該事業所に消防団協力事業所認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(認定証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、次条に規定する表示の有効期間に限り、認定証を表示することができる。

2 認定証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 消防団協力事業所の見えやすい場所

(2) 消防団協力事業所が作成するパンフレット、チラシ、ポスター及び看板並びに電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

（表示の有効期間）

第7条 認定証の表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年とする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所に対し、認定取消の理由を書面で通知するものとする。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、認定証の交付を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、認定することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定の取消しを受けた事業所は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

（認定証交付整理簿の備付け）

第9条 市長は、白山市消防団協力事業所認定証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、認定証の交付を受けた事業所の名称、所在地、表示の有効期間その他必要な事項を記録するものとする。

（公表）

第10条 市長は、消防団協力事業所について、その名称、消防団活動に対する協力内容等を公表するものとする。

（その他）

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。